

[旧給付様式7-2資料 表]

「編入学給付奨学金継続願(編入学の2)(旧制度)」について

大学へ編入学後に給付奨学金(旧制度)の継続支給を希望する場合

対象者	継続支給を認める条件	編入学の2の状況	支給期間	編入学した大学への提出書類
短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の(旧制度)給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者(注1)(注2)(注3)	①大学が定める編入学制度に基づいて編入学したこと(注3)(注4) ②卒業・修了後1年以内であること(注1) ③編入学前の給付奨学金の「誓約書」を提出していること	引き続き継続年次へ進級	編入学後の終期まで	①旧給付様式7-2「編入学給付奨学金継続願(編入学の2)(旧制度)」 ②旧給付様式7-2振込口座届 表「給付奨学金振込口座届(旧制度)」 ③自宅外通学を証明する書類(社会的養護を必要とする人は提出不要)(学校保管)(注6)
		同一年次を重複履修	不支給期間あり(注5)	④旧給付様式7-2経済状況について「経済状況について(編入学の2)(旧制度)」(注7) ※証明書類は学校保管

注1 卒業・修了が2022年3月であっても、卒業・修了前に「辞退」「廃止」「満期」等によってすでに給付奨学金(旧制度)の支給が終了しており、この支給終了から編入学年月までの間に1年が経過した者は、対象となりません。

注2 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の本科に加え、**専攻科、上級学科を卒業又は修了した者も対象となります。**

注3 2017年度に「私立」の学校の「自宅外通学者」として採用された人については、編入学後も「私立」の学校(大学)の「自宅外通学者」である必要があります。国公立の大学に編入学した場合や、編入学後に自宅通学者となった場合は、編入学の2による給付奨学金(旧制度)の継続はできません。

注4 編入学の2による給付奨学金(旧制度)の継続支給は、大学(学部)に編入学した場合のみ申請することができます。短期大学や専修学校専門課程へ編入学した場合は対象となりません。

注5 支給期間は、転出校において給付奨学金(旧制度)を支給された期間と通算して、編入学しようとする大学の修業年限の期間を上限とします。  
(例) 修業年限2年の短期大学を卒業後、修業年限4年の大学の2年次に編入し、編入学の2をした場合(2年次を重複)、給付奨学金は3年次で満期となります(大学の修業年限48か月＝短期大学での支給期間24か月＝大学での支給可能期間24か月)。

注6 自宅外通学を証明する書類(社会的養護を必要とする人は提出不要)  
2022年4月時点で生計維持者と別住所であることを示す1. 又は2. の証明書類を提出。  
\* 2親等内の親族のうち父母及び祖父母がなく本人以外は18歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者、又は世帯の中で独立して生計を営まざるを得ないと学校長が認定した者(既婚者を除く)の証明書類は学校に確認してください。

1. 下記①, ②両方提出(コピー可)
  - ①生計維持者(原則父母)の住民票  
「給付奨学金 振込口座届(旧制度)」に記入する誓約年月日から3か月前以降に発行されたもの。
  - ②下記 i ~ iiiいずれか。
    - i. 学生本人の住民票  
住定日等により学生本人が2022年4月末日までに生計維持者と別住所に転入したことを読み取ることができるもの。
    - ii. 学生本人の賃貸借契約書  
賃貸借契約書に入居者又は名義人として学生本人の住所、氏名の記載があり、契約の始期が2022年4月末日以前の日付であることにより、生計維持者と別住所に転居していることを確認できるもの。  
\* 賃貸借契約書に入居者又は名義人として学生の氏名、住所(転居先)の記載があり、かつ親権者や保証人として生計維持者(2人の場合は2人分)の氏名、住所の記載がある場合は、①の提出は不要です。
    - iii. 公共料金の請求書等  
学生本人の住所、氏名の記載があり、2022年4月分の支払分が発生していることを読み取ることができるもの。
2. 入寮許可書(コピー可)  
入寮日により、学生が2022年4月末日までに寮(生計維持者と別住所)に転居していることを確認。

注7 2022年度編入学者は、生計維持者の2021年度(2020年分)市町村民税(非)課税証明書を添付して提出してください。なお、機構において適格認定の経済要件を確認した結果、「停止」の基準に該当する場合は「停止」となり、「廃止」の基準に該当する場合は、継続支給の対象とはなりません(社会的養護を必要とする人は提出不要)。

**※※※裏面も確認してください※※※**

